

奈良県選挙管理委員会告示第百十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

別紙のとおり

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動後	異動前	異動年月日
清水勉	清水勉後援会	公職の種類	王寺町長	奈良県議会議員	令和7年2月4日